

国指定紀伊長島鳥獣保護区
紀伊長島特別保護地区
指定計画書（案）

平成21年 月 日

環境省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

紀伊長島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

紀伊長島鳥獣保護区のうち、三重県北牟婁郡紀北町地内大島、大エスキ島、小エスキ島、赤野島、丸山島及び鈴島並びに同町及び度会郡大紀町地内平瀬島及び耳穴島並びにこれらの島に属する島嶼の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成21年11月1日から平成41年10月31日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の特別保護地区

(5) 特別保護地区の指定目的

紀伊長島鳥獣保護区は三重県南部の熊野灘に面した沖合の島嶼並びにこれらに面した河川の河口や海跡湖を含む区域である。島嶼は大島、鈴島など比較的面積の大きな島と、これらの島の周辺の大小様々な岩礁から構成されている。これらはいずれも無人島で人為的な影響を受けにくい。島は主に周囲が海蝕崖に取り囲まれているが、一部に砂浜や礫浜があり、鈴島には海跡湖が存在する。大島、鈴島等比較的面積の大きな島にはスダジイ、クスノキ、タブノキ等の暖温帯性常緑広葉樹からなる照葉樹林が発達し、海岸付近にはトベラ、タイミンタチバナ、ハマヒサカキ、シャリンバイ等の常緑広葉樹が見られる。また砂浜や礫浜などの海岸線には、オオバグミ、ハマゴウ、ハマオモト、ヒメヤブラン、ハマウド、ツワブキ等が灌木林や草地を形成している。耳穴島など比較的面積の小さな島ではクロマツ、ウバメガシ、トベラ等の低木林が見られる。島を取り巻く海蝕崖の岩壁の亀裂や岩石の隙間にはススキ、ツワブキ等の草本やクロマツ、トベラ、ウバメガシ等の稚樹が見られる。また周辺海域は紀伊半島でも屈指の好漁場となっているとおり、海鳥の餌となる魚類等が豊富である。

このような多様な自然環境を反映して、環境省が作成したレッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ類のカンムリウミズメ、ハヤブサ、アマツバメ、クロサギ等が海蝕崖や周辺の岩場、低木林等を利用して繁殖している。また照葉樹林の樹上や林床を利用して準絶滅危惧のカラスバト、オオミズナギドリ等が繁殖している。この他海岸付近の灌木林等では絶滅危惧ⅠB類のウチヤマセンニュウが、海岸付近の岩場では絶滅危惧ⅠB類のオヒキコウモリの生息が確認されており、鳥類等の生息・繁殖地として特に重要な区域となっている。

このように当該区域は、カンムリウミズメやオオミズナギドリ等の鳥類等の繁殖地となっており、紀伊長島鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域において繁殖する鳥獣の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 集団繁殖地の保護区として、カンムリウミスズメを始めとする鳥類の良好な生息、繁殖環境が保たれるよう適切な管理に努める。
- 2) 鳥獣保護区管理員による鳥獣の生息・繁殖状況のモニタリング調査や研究機関からの情報収集等により、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
- 3) 島嶼部における移入鳥獣の生息状況を把握し、必要に応じ関係地方公共団体、関係機関等と連携して対策を講じる。
- 4) 鳥獣を驚かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥獣の生息・繁殖への影響を防止するため、現場の巡視や関係地方公共団体、関係機関、地元N G O、地域住民等と連携協力した入込者に対する普及啓発活動等に取り組む。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 71ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	36ha
農耕地	-ha
水 面	35ha
その他	-ha

イ 所有者別内訳

国有地	-ha	林野庁所管	-ha	保安林	ha	
国有林	その他所管	-ha	制限林地	ha	砂防指定地	ha
				その他	ha	
			普通林地	ha		
国有林以外の国有地	-ha					
地方公共団体有地	21ha			保安林	8ha	
都道府県有地	8ha	制限林地	8ha	砂防指定地	ha	
				その他	ha	
		普通林地	- ha			
		その他	-ha			
市町村有地等	13ha	制限林地	13ha	保安林	13ha	
				砂防指定地	ha	
				その他	ha	
		普通林地	-ha			
		その他	-ha			
私有地等	15ha			保安林	15ha	
		制限林地	15ha	砂防指定地	ha	
				その他	ha	
		普通林地	-ha			
		その他	-ha			
公有水面	35ha					

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	ha		
三重県錦自然環境保全地域	6ha	自然環境保全地域特別地区	6ha
文化財保護法による地域	13ha		
名称：国指定天然記念物 大島暖地性植物群落	9ha		
県指定天然記念物 鈴島暖地性植物群落	4ha		

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は三重県南部に位置し、熊野灘に面した沖合の島嶼群である。島嶼群は大島、大エスキ島、小エスキ島、赤野島、丸山島、鈴島、平瀬島、耳穴島と、これらの島に属する岩礁からなる。

イ 地形、地質等

当該区域は紀伊半島の東側で最も海岸線が凹んだ地域にある。沖合は海面の上昇により陸地が海面下に沈んで生じたか、かつて岬のあった部分が浸食により寸断されて生じた多島海景観を呈しており、大島、鈴島、赤野島、平瀬島、耳穴島等まとまった植生のある比較的面積の大きな島や、岩礁など大小様々な島々が見られ、至る所に海蝕崖や海蝕洞が散在している。

地質は紀伊長島区のほぼ全域に分布する長島層群のうち、最下層に位置する鈴島層に属し、ほとんどが薄い砂岩・頁岩の互層であるが、時にやや厚い砂岩層を挟む。

ウ 植物相の概要

島嶼部はいずれも無人島で、人為的な影響を受けにくうことから当地域では数少ない自然度の高い植生が残っている。

大島や鈴島など比較的面積の大きな島には暖温帯性常緑広葉樹からなる照葉樹林が発達し、高木層はスダジイ、クスノキ、タブノキ等が、亜高木層から低木層にはヤブニッケイ、カクレミノ、タイミンタチバナ、ヤブツバキ、ヒメユズリハ等が、林縁にはトベラ、ハマヒサカキ、シャリンバイ、ツワブキ、オニヤブソテツ等海岸近くに生育する植物が見られる。鈴島では一部にヒノキ植林がある。

鈴島の海跡湖周辺にはハマナツメ、ハマボウ等が、砂浜や礫浜にはハマゴウ、ハマオモト、ハマエンドウ等の海岸植物も見られる。また大島には本邦の北限となるオオタニワタリが生育している。

耳穴島など比較的面積の小さな島ではクロマツ、ウバメガシ、トベラ等の低木林が見られる。島を取り巻く海蝕崖の岩壁の亀裂や岩石の隙間にはススキ、ツワブキ等の草本やクロマツ、トベラ、ウバメガシ等の稚樹が見られる。

このように島嶼部には良好な植生が保たれていることから、大島と鈴島の一部の植生はそれぞれ国指定天然記念物大島暖地性植物群落、県指定天然記念物鈴島暖地性植物群落となっている。

工 動物相の概要

鳥類についてはこれまで34科73種が確認されており、これらのうち半数近い種がカモ類やチドリ類をはじめとする水鳥である。

繁殖が確認されている種は、環境省作成のレッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ類のカンムリウミスズメ、準絶滅危惧のカラスバト、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、オオミズナギドリ、アマツバメ、クロサギ、カワラヒワ、イソヒヨドリ等22種である。

主な渡り鳥は、マガモ、ウミアイサ等のカモ類、ユリカモメ、セグロカモメ等のカモメ類、アカエリヒレアシシギ、オオミズナギドリ、オオアジサシ、アマツバメ、絶滅危惧ⅠB類のウチヤマセンニュウ等が渡来する。

哺乳類については耳穴島において絶滅危惧ⅠB類のオヒキコウモリの生息が確認されている。近年、大島において移入したと考えられるネズミ類の生息が、鈴島において本土側より海を渡ってきたと考えられるニホンジカ及びニホンイノシシの生息がそれぞれ確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域内において農林水産物の生産はないが、赤野島に営巣するカワウの排泄物等により島内の樹木の枯死が見られる。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

特別保護地区用制札 2本